

「保健師助産師看護師に対する行政処分の考え方」の一部改正について

- 保健師助産師看護師法に基づく免許の取消し等の行政処分については、保健師助産師看護師法（以下、「同法」という。）第 14 条等の規定に該当する者について行われており、特に同法第 9 条の欠格事由に該当する場合及び第 14 条柱書き「保健師、助産師若しくは看護師としての品位を損するような行為があつた者」（以下、「品位を損するような行為があつた者」）に該当する場合の考え方については、「保健師助産師看護師行政処分の考え方」（平成 14 年 11 月 26 日医道審議会保健師助産師看護師分科会看護倫理部会定め。平成 17 年 7 月 22 日改正。以下「行政処分の考え方」という。）に記載・公表されている。
- この行政処分の考え方は、事案に個別性があることを踏まえ、医道審議会保健師助産師看護師分科会看護倫理部会（以下「当部会」という。）における公正かつ適切な審議を期すために、一定の考え方を示したものであることから、「事案別の考え方」に記載されていない違反・不正行為の類型についても、同法第 9 条又は第 14 条柱書きを構成する「行政処分の考え方」を満たすものであれば、当然に同法に基づく行政処分の対象とされうるものである。また、より公正な審議を期すために新たな考え方の記載を明確化すべき場合には、必要に応じて、行政処分の考え方に追記され、当部会の議論を経ながら見直しを図っていくものである。
- 平成 17 年の行政処分の考え方の一部改正においては、道路交通法の改正に伴い、危険運転致死傷の項目を「事案別の考え方」に加えた。
- 平成 28 年 2 月 17 日の当部会においては、「じょく婦、胎児又は新生児に異常を認めたにもかかわらず、医師の診療を求めず医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれがある行為をし、5 年以内に行われた助産に関する事項を記録した助産録を保存していない等の行為が確認された」事案や、「再教育研修（行政処分を受けた看護師等が受ける、倫理の保持又は必要な知識及び技能に関する研修）において、実際に行っていない研修を行ったものとする虚偽の個別研修計画書を厚生労働省に報告した」事案など、計 3 名について、司法処分の有無に関わらず、「保健師、助産師又は看護師の業務に関する不正の行為があつた者」、並びに「品位を損するような行為があつた者」を処分事由とし、同法に基づく行政処分を行った。
- このように、保健師、助産師及び看護師が、法律に基づき特別な社会的責務を負うものとして当該身分に認められた業務、若しくは求められる倫理等を逸脱して、法令違反や不正等を行った場合は、その注意義務等の程度に応じて、同法第 9 条第 2 号の「業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者」、又は第 14 条柱書きの「品位を損するような行為があつた者」に該当するものとして、同法上の行政処分の対象の適否が検討されることが適当である。

- また、今般、審議の対象となっている介護報酬の不正請求を行った事案など、社会情勢、社会通念及び医療・介護システム等の変化に伴い、増加することが予想される事案等についても、「事案別の考え方」として整理し、処分対象の適否や量定等の考え方を整理しておく必要がある。

平成 28 年 12 月 14 日

医道審議会保健師助産師看護師分科会看護倫理部会
部会長 井部俊子